三　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項
[(2)・(3)　略]
四　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
[(2)・(3)　略]
五　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー
(1)　第一号(1)に掲げる事項
(2)　外観
[削る]
[削る]
(3)　[略]
[削る]
(4)　高周波出力の定格値
六　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
(1)　第一号(1)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項
[(2)　略]
七　無電極放電ランプ
(1)　第一号(1)並びに第五号(2)及び(3)に掲げる事項
[(2)　略]
八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置
(1)　第一号(1)、第四号(2)及び第五号(2)に掲げる事項
[(2)～(5)　略]
九　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)、第四号(2)並びに第五号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項
(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
十　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項
十一　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項
十二　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項
[2～5　略]
（表示）
第四十六条の四　指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。
2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
[一　略]

三　[同上]
(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
[(2)・(3)　同上]
四　[同上]
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
[(2)・(3)　同上]
五　[同上]
(1)　第一号の(1)に掲げる事項
(2)　外観及び構造
(3)　発振の方式
(4)　振動子の種類及び型名
[同上]
(5)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
[新設]
六　[同上]
(1)　第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
[(2)　同上]
七　[同上]
(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
[(2)　同上]
八　[同上]
(1)　第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項
[(2)～(5)　同上]
[新規]
[新規]
[新規]
[2～5　同上]
（表示）
第四十六条の四　[同上]
2　[同上]
[一　同上]